

引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

令和元年10月1日から、消費税および地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられました。この引き上げ分の地方消費税収については、その用途を明確化し、すべて社会保障施策に要する経費に充てることとされています。
令和7年度当初予算における地方消費税交付金の用途見込については次のとおりです。

令和7年3月31日

【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の見込み分 98,600 千円

【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費 624,487 千円

(単位:千円)

事業名	令和7年度 予算額 A	うち人件費等 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国(県)支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	442,645	25,239	417,406	266,618	4,700	1	146,087	23,066
	老人福祉費	507,743	78,493	429,250	30,713	0	15,100	383,437	60,541
	児童福祉費	198,526	30,487	168,039	77,159	13,700	16,920	60,260	9,514
	小計	1,148,914	134,219	1,014,695	374,490	18,400	32,021	589,784	93,121
衛生費	保健衛生費	79,907	34,650	45,257	3,451	0	7,103	34,703	5,479
	小計	79,907	34,650	45,257	3,451	0	7,103	34,703	5,479
合計	1,228,821	168,869	1,059,952	377,941	18,400	39,124	624,487	98,600	

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。